

## 和歌山市外部公益通報に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、本市において、労働者からの公益通報を適切に処理するため、本市が講ずるべき措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。

(2) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。

(3) 公益通報者 外部公益通報をする者をいう。

### (外部公益通報の受付窓口)

第3条 外部公益通報は、所管課又は行政経営課（以下「所管課等」という。）において受け付けるものとする。

### (外部公益通報の受付)

第4条 外部公益通報は、文書、電子メール、電話、ファックス又は面談によるものとし、匿名であっても受け付けるものとする。ただし、明らかに不正の目的でなされたと認める通報及び外部公益通報に該当しないと認める通報は、これを受け付けない。

2 外部公益通報を受け付けた所管課等は、外部公益通報受付票（別記様式第1号）に所定事項を記録し、所管課にあっては、その写しを行政経営課に提出するものとする。

3 行政経営課は、前項の規定に基づき外部公益通報を受け付けたときは、外部公益通報受付票を所管課に送付する。

### (受理・不受理の通知)

第5条 所管課は、受け付けた通報内容を審査し、外部公益通報として受理するか否かを遅滞なく決定し、その受理・不受理について、外部公益通報受理・不受理決定票（別記様式第2号）に記録し、その写しを公益通報者に通知するとともに行政経営課に提出するものとする。ただし、匿名による外部公益通報及び公益通報者が通知を希望しないときは、公益通報者に通知する必要はない。

2 所管課は、通報内容が本市の機関の処分又は勧告等を行う権限に属さないものであると認めるときは、当該外部公益通報に係る処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を公益通報者に教示しなければならない。

### (調査の実施)

第6条 所管課は、調査する必要があると認めるときは、遅滞なく調査を開始しなければならない。

2 所管課は、調査が終了したときは、調査結果を外部公益通報調査結果票（別記様式第3号）に記録し、その写しを行政経営課に提出するものとする。

### (調査結果に基づく措置)

第7条 所管課は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実が確認されたときは、法令に基づく処分その他必要な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

2 所管課は、前項の措置の内容及び是正結果を外部公益通報措置結果票（別記様式第4号）に記録し、その写しを行政経営課に提出するものとする。

（措置結果等の通知）

第8条 所管課は、通報対象事実についての調査結果、措置及び是正の内容を外部公益通報調査・措置結果通知書（別記様式第5号）により、遅滞なく公益通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報及び公益通報者が通知を希望しないときは、公益通報者に通知する必要はない。

2 所管課は、前項の通知を行うに当たっては、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

（協力の義務）

第9条 所管課は、外部公益通報内容の処理に係る記録及び関係資料について、他の行政機関その他の公の機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由があるときを除き、必要な協力をしなければならない。

2 通報対象事実に係る所管課が複数あるときは、各所管課は、連携して調査し、措置を講じなければならない。この場合において、公益通報者に対する通知は、当該外部公益通報を受け付けた所管課が行うものとする。

（標準処理期間）

第10条 外部公益通報に係る受理から処理の終了までの標準処理期間は、1月とする。ただし、通報内容に係る調査及び是正等を講ずるため、相応の期間が必要なときは、この限りではない。

2 所管課は、前項による標準処理期間を遅滞なく公益通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報及び公益通報者が通知を希望しないときは、公益通報者に通知する必要はない。

（保存期間）

第11条 外部公益通報に係る記録及び関係資料の保存期間は、10年とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

### 外部公益通報受付票

|                |   |  |  |       |                              |
|----------------|---|--|--|-------|------------------------------|
| 通報受付日時         | 年 月 日 時 分   |  |  | 受付番号  |                              |
| 受付課名<br>(所管課名) |   |  |  | 受付担当者 |                              |
| 通 報 者          | 氏 名   |  |  |       | <input type="checkbox"/> 匿 名 |
|                | 住 所   |  |  |       |                              |
|                | 連絡先   |  |  |       |                              |
|                | 勤務先   |  |  |       |                              |
| 通報の方法          | <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 面談 |  |  |       |                              |
| 通 報 内 容        | ①通報内容を知った年月日 年 月 日  |  |  |       |                              |
|                | ②被通報者及び通報者との関係  |  |  |       |                              |
|                | ③法令違反又は法令違反するおそれのある行為の概要  |  |  |       |                              |
|                | ④通報内容を知った経緯   |  |  |       |                              |
|                | ⑤通報内容を裏付ける資料の有無及び内容   |  |  |       |                              |
|                | ⑥通報の理由  |  |  |       |                              |
|                | ⑦他に通報内容を知っている人の有無及び内容   |  |  |       |                              |
|                | ⑧上司等との話し合いの有無及び内容   |  |  |       |                              |
|                | ⑨他の行政機関への連絡の有無及び内容  |  |  |       |                              |
|                | 結果等の通知の希望   |  | <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない |       |                              |
| 備 考            |   |  |  |       |                              |

## 外部公益通報受理・不受理決定票

|           |  |
|-----------|--|
| 通報受付日     | 年 月 日  |
| 通報内容      |  |
| 受理・不受理の決定 | <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理 |
| 決定日       | 年 月 日  |
| 決定理由      |  |
| 調査の必要性    | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無    |
| 標準処理期間    | 標準処理期間は、受理決定日から1ヶ月です。                                    |

外部公益通報調査結果票

|       |                 |                                   |                                   |
|-------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 通報受付日 | 年      月      日 | 受付番号                              |                                   |
| 受理決定日 | 年      月      日 | 所管課名                              |                                   |
| 通報者氏名 |                 |                                   |                                   |
| 通報内容  |                 |                                   |                                   |
| 調査期間  | 年      月      日 | ～                                 | 年      月      日                   |
| 調査内容  |                 |                                   |                                   |
| 調査結果  | 通報事実の有無         | <input type="checkbox"/> 通報対象事実あり | <input type="checkbox"/> 通報対象事実なし |
|       |                 |                                   |                                   |
| 特記事項  |                 |                                   |                                   |

(注) 1 受付番号欄は、外部公益通報受付票の受付番号を記載すること。

2 調査資料等のある場合は、添付すること。

外部公益通報措置結果票

|                                 |       |      |  |
|---------------------------------|-------|------|--|
| 通報受理決定日                         | 年 月 日 | 受付番号 |  |
| 措置年月日                           | 年 月 日 | 所管課名 |  |
| 通報者氏名                           |       |      |  |
| 通報内容                            |       |      |  |
| 法令に基づく<br>処分その他<br>必要な措置の<br>内容 |       |      |  |
| 是正結果                            |       |      |  |
| 特記事項                            |       |      |  |

（注） 受付番号欄は、外部公益通報受付票の受付番号を記載すること。

外部公益通報調査・措置結果通知書

和〇〇第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

和歌山市長

外部公益通報のありました件につきまして、次のとおり措置を講じましたので通知します。

| 通報受理年月日                         | 年 月 日 |
|---------------------------------|-------|
| 調査結果                            |       |
| 法令に基づく処分<br>その他必要な措置<br>及び是正の内容 |       |

本件外部公益通報に関する問合せ先  
和歌山市  
所管課  
担当者  
電話

## ○ 労働基準法

### (定義)

**第九条** この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

## ○ 公益通報者保護法

### (定義)

**第二条** この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

- 一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）
- 二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者
- 三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実
- 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。）